

官報

号外 平成八年五月十七日

○第一百二十六回 衆議院会議録 第二十五号

官報 (号外)

平成八年五月十七日(金曜日)

議事日程 第十四号
平成八年五月十七日
午後一時開議

第一 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 通信・放送機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時五分開議

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

○議長(土井たか子君) 日程第一 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(土井たか子君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長平林鴻三さん。

本件は、四月二十六日本委員会に付託され、同

日倉田国務大臣から提案理由の説明を聴取りました。五月十四日、今回の法改正の理由

ム真理教関連事件の捜査の経緯と反省点、広域組織犯罪等の内容、警察庁長官の指示権創設の趣旨、自治体警察の枠組みの維持、警察情報の開示の必要等について質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

おそれのある事案に対して、迅速かつ的確に対処することができるようにしておることとしております。

その主な内容は、第一に、都道府県警察は、広域組織犯罪等を処理するため、必要な限度において、その管轄区域外に権限を及ぼすことができるとしておられます。

第一に、国家公安委員会の権限に属する事務に、広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関することを加えるとともに、警察庁長官は、

広域組織犯罪等に対処するため必要があると認めることは、都道府県警察に対し、広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関する事項について必要な指示をすることができる」とができます。都道府県警察は、当該指示に係る事項を実施するため必要があるときは、その管轄区域外に権限を及ぼす等の措置をとらなければならないことといたします。

○議長(土井たか子君) 日程第一、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第二、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第三、通信・放送機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

官 報 (号 外)

るものが全体の約五割に上つております。

血友病治療のために使用していた血液製剤によりH.I.V.に感染し被害をこうむったことに対する損害賠償請求訴訟が、国及び製薬企業五社を被告として、平成元年五月に大阪地方裁判所に対して、同年十一月に東京地方裁判所に對して、相次いで提起されました。訴訟は長期間にわたって争わ

十月六日、和解勧告が行われました。 平成七年
十一月二日から平成八年二月二日まで、同様の手続を繰り返す。
（参考）

示し、当時、血液製剤を介して伝播されるウイルスにより血友病患者がエイズに罹患する危険性やエイズの重篤性についての認識が十分でなく、国内の血友病患者のエイズ感染を防止するための十分な情報提供、薬事法の緊急命令の権限を行使しての米国由来の非加熱製剤の販売の一時停止の措置等、期待された有効な対策がおくれたため血友病患者のエイズ感染という悲惨な被害拡大につながったこと、被告らには原告らがこうむった甚大な感染被害を早急に救済すべき重大な責任があること、エイズの重篤な病態と被害者や遺族の心情に深く思いをいたすとき、本件については一刻も早く和解によって早期かつ全面的に救済を図る必要があることが指摘されました。

当時の森井厚生大臣は、裁判所の和解勧告の趣旨を重く受けとめ、和解による早期解決を決断し、昨年十月十七日に、和解の席に着くことを表明されました。

そして、本年一月には与党三党政策合意、総理の施政方針演説において、「和解による早期解決に全力を擧げるとともに、責任問題も含め必要な調査を行い、医薬品による健康被害の再発防止に最大限の努力を尽くす」ととされたところであります。たところであります。

置、拠点病院の整備充実等、HIV感染症の医療体制及びこれに関連する問題については、厚生省において原告らHIV感染者と協議をする場を設け、その意見を聴取しつつ、適切な措置をとることに努めることとされております。

私は、七年に及ぶ裁判において、和解が成立したことを厳粛に受けとめております。同時に、和解の成立後においても、エイズ治療・研究推進体制の整備等について、患者の方々の意見も伺いながら、安心して治療が受けられるようできる限りの対応を行う考えであります。

具体的には、とりわけ患者の方々から強い要望が寄せられているエイズ治療・研究推進体制の整備につきましては、国立国際医療センターの病院にエイズ治療や臨床研究を担当するエイズ治療・研究開発センター（仮称）を設置するとともに、基礎研究を担当する国立予防衛生研究所エイズ研究

センターの充実を図り、治療、研究、情報及び研修を一体的に推進するセンター的機能の整備を図ることとしております。

エイズ拠点病院につきましては、現在、全国で百八十九の医療機関が拠点病院として選定されており、センター等との連携を強化するほか、拠点病院の医療従事者の研修やカウンセラーの配置等により、全国の拠点病院における診療水準の向上と均質化を図ることいたしております。

また、エイズ治療薬ができるだけ早く患者の方々に行き届くよう、迅速審査の実施によるエイズ治療薬の早期供給や、承認前のエイズ治療薬の幅広い提供を図ることともに、エイズ治療薬の研究開発については、本年度、予算額を倍増して、さらに積極的に取り組むこととしております。

さらに、差額ベッドの問題につきましても、拠点病院における個室の整備促進、診療報酬における新たな対応と指導の徹底等の施策を講じ、エイズ拠点病院等を中心に、HIV感染者が個室に入院した場合に基本的に差額ベッド代を負担しなくてもよいよう、万全の措置を講じていくこととし

このようないわゆる対応のほか、鎮魂、慰靈の措置につきましても、御遺族の意見を伺いながら、その具体化に向けて全力を擧げて取り組むこととしております。

今回の問題において、患者、家族の方々に例えようのない苦痛をもたらしたことは痛恨のきわみあります。真相解明への努力を引き続きしてまるとともに、今回の経験を重い教訓として、本

生させることがないよう、その再発防止に最大限の努力を尽くしてまいりたいと考えております。

血液製剤によるHIV感染に関する調査プロジェクトチームにおいては、本年一月二十三日に設置して以来、国民等から疑問とされている十一の調査項目について、文献等調査と公表を前提とした文書による質問調査の方針によつて調査を行つてきたところであり、これまでの約三カ月間の調査結果を、二月二十八日及び三月十九日の中間報告に続き、四月二十六日に補完的な調査結果を含め報告書として公表したところであります。

この報告書の主な内容としては、昭和五十八年当時、厚生省等は、米国政府機関の報告書による米国の事情を知つていたこと、及びエイズの病因は不明であるが、ある種のウイルスによる感染症の可能性が強く、その伝播様式は血液を介して感染する可能性が強いことを認識したこと、並びに原因ウイルス同定後の五十九年十一月末には厚生省は我が国の血友病患者の抗体検査陽性の状況を知つていたものと認められることが、エイズ研究班においては、いわゆる帝京大症例について、ステロイド剤投与による細胞免疫の低下を否定できないこと等から疑似症例としたものと考えられること、米国CDCのスピラ博士の診断が報告された後もこの診断の見直しに至ることなく、引き続き検討することとされた

と推測されること、及びこの症例は六十年四月にAIDS調査検討委員会に調査票が提出され、同

年五月にエイズと認定されたこと、

第三に、加熱製剤の導入については、エイズ研究班の血液製剤小委員会では臨床試験が必要との意見が多くたこと、厚生省は五十八年十一月に臨床試験を含む加熱製剤の審査方針を示し、六十一年七月にメーカーの承認申請を一括して中央薬事審議会で優先審査、承認したこと、加熱製剤承認後の非加熱製剤の扱いについては、当時の担当

医療機関に対する調査等により、その実態把握に努めています。

また、本年三月に国会に提出した薬事法等の一部を改正する法律案では、特に今回のHIV感染問題も踏まえて、

あります。

第三に、今回の事件の反省に立つて、薬事行政及びその組織のあり方を見直すこと、

あります。

第三に、今回事件の反省に立つて、薬事行政

及びその組織のあり方を見直すこと、

官報(号外)

国務大臣の発言(血液製剤によるH.I.V感染)

問題に関する報告に対する質疑

○議長(土井たか子君) ただいまの発言に対しても質疑の通告があります。順次これを許します。古屋主司さん。

[古屋主司君登壇]

○古屋主司君 私は、自由民主党、社会民主党、護憲連合、新党さきがけを代表いたしまして、ただいま議題となりました血液製剤によるH.I.V感染問題に関する報告につきまして、厚生大臣に質問をいたします。

まず、血液製剤によりエイズウイルスに感染され闘病生活を送られている方々や、その闘病生活を支えている御家族の方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、最愛の御家族を亡くされた御遺族の方々にお悔やみを申し上げます。

エイズ訴訟については、平成元年の提訴以来七年の歳月が流れました。原告の方々にとってはつらく長い日々であったと思います。去る三月二十九日に和解が成立し、ようやく原告患者の方々の救済の道が開かれました。

この和解の成立に向けて、昨年十月六日、東京・大阪両地裁から和解勧告が出され、同月十七日には、森井前厚生大臣が、エイズ訴訟の早期解決に全力を尽くす立場から和解のテーブルに着く旨決断をされ、和解協議が開始されたのであります。

その後、本年一月八日、連立与党は三党政策会に対応してまいりました。

また、同月二十二日、橋本總理大臣が施政方針演説におきまして、「和解による解決に全力を挙げるとともに、責任問題を含め、必要な調査を行い、医薬品による被害の再発防止に最大限の努力を尽くす」と表明をされ、引き続き和解協議に精力的に取り組むとともに、同月二十三日、菅厚生大臣が厚生省に血液製剤によるH.I.V感染に関する調査プロジェクトチームを設置し、行政の立場から事実関係の調査、整理が開始されたところであります。

そうした中で、連立与党も、エイズ問題検討ワーキングチームを中心にしてこの問題に積極的に取り組んでまいりました。二月十四日から十六日にかけての原告患者の方々の座り込みの際も、厚生大臣に恒久対策や再発の防止、真相究明を要請するとともに、原告患者の皆さんと厚生大臣との会談をセッティングし、厚生大臣が裁判所の所見に示された責任を認め、患者の方々におわびをするなど、和解の実現に向けて精力的にその役割を果たしてきたところであります。さらに、その後も、和解の成立を挟んで、治療体制の充実を初めとする恒久対策の実現や再発防止対策、真相究明に積極的

和解の成立は確かにこの問題の大きな区切りではありませんが、今回の和解の際に確認書において、「厚生大臣は、引き続き原告らH.I.V感染者の意見を聴取しつつ、H.I.V感染症の医療体制の整備等につき適切な措置をとることを合意いたしました」。

ととされているように、「恒久対策や再発防止といつた残された大きな課題があります。

そこで、まず、大臣の薬害エイズ問題に対する基本認識、今後の恒久対策、再発防止への取り組みの姿勢をお伺いいたします。

次に、恒久対策の中でも医療体制の整備は、患者の方々が安心して治療を受ける上で大変重要な課題であると思います。

和解成立後におきましても、原告の方々が求め、また和解確認書において協議事項とされている医療体制の整備等の恒久対策について、患者の方々が納得し得るような対応が求められていると理解をいたしますが、エイズ治療・研究開発センター、中核拠点病院、拠点病院あるいは通院可能な病院といった体制を整備し、完治可能な治療方法を一日も早く見出すとともに、発症を予防し、

また、原告患者の方々の切実な声として、自分はなぜエイズに感染しなければならなかったのか、血友病を治療してくれるはずの血液製剤によってなぜ死に至るような病にかかってしまったのかということがございます。さらには、本件の被害者の方々だけではなく、今や国民の多くが、なぜこのような悲惨な被害が生じたのか、その原因はどこにあったのかについて、国民の前にしっかりと情報が開示され、真相が解明されることを求めております。

また、こうした医療体制の整備とともに、患者の方々は、一日も早く、承認前であってもエイズ治療薬が使用できるようになることを求めています。

さらに、差額ベッド代の負担が患者の方々、御家族の方々に重くのしかかっているとの指摘がござります。せっかく医療体制が整備をされても、医薬品が使用できるようになつても、経済的に過大な負担があつては真の解決のための处方せんとなりません。この差額ベッドの解消に向けて具体的にどのような対応策を講じようとしているのか、お伺いをいたします。

また、弔意のあらわし方については、与党と原告団の間で協議中でありますが、結論が出来れば誠意を持って対応していく決意があるか、お伺いをいたします。

また、原告患者の方々の切実な声として、自分はなぜエイズに感染しなければならなかったのか、血友病を治療してくれるはずの血液製剤によつてなぜ死に至るような病にかかってしまったのかということがございます。さらには、本件の被害者の方々だけではなく、今や国民の多くが、なぜこのような悲惨な被害が生じたのか、その原因はどこにあったのかについて、国民の前にしっかりと情報が開示され、真相が解明されることを求めております。

厚生省は、真相解明のプロジェクトチームを設置し、一応の事実関係について公表をしたところが、いままだ真相解明の道半ばであり、今後ともより一層の徹底した究明を進めることが不可欠であり、そのことこそが国民の信頼を回復する唯一の方法であると考えますが、御所見をお伺いいたしました。

また、これまでもサリードマイド、キノホルムの医薬品副作用被害に関する訴訟で薬害の発生防止を確約したにもかかわらず、またしても今回のような極めて悲惨な被害がありましたことは、まさに遺憾であると言わざるを得ません。今度こそ再びこうした医薬品による被害が生じることのないよう、万全の措置を講ずるべきと考えます。

今回の和解の際の確認書におきましても、国は、医薬品の副作用や不良医薬品から国民の生命、健康を守るべき重大な責務があることを改めて深く認識し、本件のような医薬品による悲惨な被害を再び発生させないよう、最大最善の努力を重ねることを改めて確約したことあります。

厚生省においては、医薬品による健康被害の再発防止対策に関するプロジェクトチームを設置し検討を進めていると聞いておりますが、今後、具体的に再発防止にどのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

去る三月二十九日に和解が成立いたしました

が、和解の対象となったのは提訴された方々の一部にすぎないことは御承知のとおりであります。また、まだ提訴されておられない患者の方々が大勢いらっしゃいます。こういった方々との間ににおいても和解による早期解決を進めていかなければなりません。

これに加え、今回の和解の対象となつた血友病患者の方々と同様、血友病以外の治療に用いた非加熱製剤によりHIVに感染した方々、御家族、御遺族もつらい日々を過ごされており、この問題への対応も重要な課題であります。今後どのように取り組まれるのかをお伺いして、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣菅直人君登壇〕

○國務大臣(菅直人君) 古屋議員の御質問にお答えを申し上げます。

薬害エイズ問題に対する基本認識、また今後の恒久対策、再発防止の取り組みの姿勢というお尋ねであります。

薬害エイズ問題に対する基本認識、また今後は、医薬品の副作用や不良医薬品から国民の生命、健康を守るべき重大な責務があることを改めて深く認識し、本件のような医薬品による悲惨な被害を再び発生させないよう、最大最善の努力を重ねることを改めて確約したことあります。

厚生省においては、医薬品による健康被害の再

ているところであります。和解の成立後においても、エイズ治療・研究推進体制の整備等についてり方や選定等についての協議を行ふことにより、その具體化に努めてまいります。

次、三次感染者の医療費については、本年七月から、抗ウイルス剤の投与等エイズ治療が必要になった者について、血友病患者と同様、高額療養費の特例措置を講じて医療保険の自己負担限度額を一万円に引き下げるとともに、その自己負担分を受けられるようできる限りの対応を行う考えであります。

さらに、今般の事件を深く反省し、一度とこのような医薬品による健康被害を起こすことがないように万全の対策を講ずることが極めて重要と考えております。このため、厚生省において、広く有識者の御意見も伺いつつ、できるだけ早期に再発防止の具体策を取りまとめるため、検討に全力を挙げてまいります。再発防止対策については、これまで国会において種々御指摘をいただいており、これらの御意見も踏まえながら適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、エイズ治療・研究推進体制の整備等についてのお尋ねでありますが、この点につきましては、国立国際医療センターの病院にエイズ治療や臨床研究などを担当するエイズ治療・研究開発センターを設置するとともに、基礎研究を担当するエイズ問題に対する基本認識等については、病院として運営されるものにおいては積極的な診療体制を整えるとともに、それ以外の国立病院等を通じて指導を行つておられます。

また、国立病院等におけるエイズ治療の取り組みについてのお尋ねでございますが、エイズ拠点病院として選定されたものにおいては積極的な診療体制をしていきたいと考えております。

また、国立病院等におけるエイズ治療の取り組みについてのお尋ねでございますが、エイズ拠点病院として選定されたものにおいては積極的な診療体制を整えるとともに、それ以外の国立病院等においても適切な医療を提供するよう、各種会議等を通じて指導を行つておられます。

厚生省としては、国立国際医療センターの病院にエイズ治療や臨床研究を担当するエイズ治療・研究開発センターを設置する等、研究、治療、情報及び研修を総合的、一体的に推進する体制を検討しているところであり、この体制の中で、国立病院には特に積極的にエイズ治療、研究、研修に取り組んでいただきたい、このように考えております。

こころであります。

承認前のエイズ治療薬の早期使用についてのお尋ねでございますが、血液製剤によるHIV感染症について和解が成立したことを歓喜に受けとめ

者への恒久対策の一環として、できる限り早急に有効なエイズ治療薬を患者の皆さんができるようにするため、米国で既に承認されているエイズ治療薬については承認審査の迅速化を図ることとしております。

は、先月のエイズ拠点病院長会議等の場において周知徹底を図ったところであり、不適切な差額ベッドの解消に全力を挙げて取り組んでまいりました。

において患者、家族の方々に例えようのない苦痛をもたらしたことは痛恨のきわみであり、今回の経験を重い教訓として、本件のような医薬品による甚大な健康被害と再び差し止めることべつない。

加熱製剤の使用によるHIV感染の事実等についての証拠調べを実施した上、順次和解の対象とする。」ことなどとされているところでありま

また、承認前であっても希望する患者に幅広くエイズ治療薬が行き届くよう、インフォームド・コンセントを確保しつつ、治験の形で、この治験を早期に開始し、治験の対象患者の大幅な拡大について開発企業に協力を要請しており、今月中には患者を対象とした治験が開始できる見込みと

(号外)

患者団体や医師等で構成されている患者支援団体に対してもこれら的情報を直接提供することとしたしております。

差額ベッドの解消についてのお尋ねですが、本人の意思に反した不適切な差額ベッド料の解消を図るため、まず第一に、エイズ拠点病院等における個室整備の促進を行うとともに、第二に、個室に入った場合には新たに医療保険の診療報酬における重症者加算の対象とする。さらに第三に、都道府県に差額ベッド問題に関する苦情相談窓口を設置し、不適切な事例については指導を行っていけるところであります。これらの指導方針について

弔意のあらわし方にについてのお尋ねであります
が、三月七日の裁判所の所見において「被害者へ
の鎮魂・慰靈の措置を含め、最大限の配慮をされ
るよう要請する」とされているところであります。
す。鎮魂・慰靈の措置については与党と原告団の
間で協議が進められているところであります。
で、それらを十分に念頭に置き、また御遺族の御
意見も伺いながら、厚生省としてその具体化に向
けて全力を挙げて取り組む考えであります。

う、その再発防止に最大限の努力を重ねる必要があると考えております。

このため、厚生科学会議を開催し外部の有識者の御意見を賜ることとするとともに、省内にプロジェクトチームを設置し、まず政策決定プロセスのあり方について、第二に情報提供のあり方について、第三に薬事行政及びその組織のあり方について、この三つの検討課題を中心に鋭意検討を進めているところであります。省内におけるこのプロジェクトチームにおいて、厚生科学会議におけ

国としては、三月の和解後初めて、五月十五日、大阪地裁で開かれた法廷において未結審原告について和解を求める上申をしたところであり、今後とも、未結審、未提訴の方々について和解による早期解決を進めてまいりたいと考えております。

最後に、血友病以外の方に対しても血液製剤によるHIV感染についてのお尋ねであります。これらの方々も非加熱製剤に起因したHIV感染であり、基本的には、血友病患者の方々とは一

て、文献等の調査と質問調査の方法によって権限に基づかない任意の調査としてできるだけの調査、整理を行ってきており、先月二十六日に、これまでの約三ヶ月にわたる調査結果を最終報告書として公表したところであります。真相解明については、国会において衆参両院で参考人を招致されれるなど鋭意調査が進められているところであり、その取り組みも注目をさせていただいております。厚生省といたしましては、厚生科学会議の諸意見を参考にし、今後の真相究明についてどのように形をとっていくか、現在さらに検討をしておることでございます。

の御意見等を踏まえながら、六月ごろまでをめどに再発防止の具体策を取りまとめる」といたしてあります。再発防止対策については、「これまで国会において種々御意見をいただいているところであり、これらの御意見も踏まえながら適切に対処してまいりたいと考えているところであります。

一次、三次感染者と同様の性格であると考えております。しかしながら、非血友病H.I.V.感染者については、その感染の実態等が十分まだ把握されないこと、また非加熱製剤による感染について、製薬企業を含め責任のあり方をどのように考えるかについて検討する必要があること、さらには、長期にわたり頻繁に投与を受けている血友病患者の場合と異なり、非加熱製剤の投与と感染の間の因果関係をどのように認定するのかという手続上の問題がある」といった点で、血友病患者あるいはその二次、三次感染者は異なる面があります。

元指讀者に於いては、讀者の趣起を得た。

チームを設置したところであります。現在、薬事法に基づいて把握した血液凝固因子製剤が納入されたとされる医療施設の協力を得て、製剤投与及びHIV感染の実態について調査を行つてみると厚生省としては、非血友病エイズ感染の方々についても、血友病患者と同様、早期の救済に向けて努力してまいりたい、このように考へてお答えとさせていただきます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 鶴下一郎さん。

(鶴下一郎君登壇)

○鶴下一郎君 新進党の鶴下一郎でございます。

私は、新進党を代表して、ただいま議題となりました薬害エイズ問題に関して、総理大臣並びに厚生大臣にお考へを伺いたいと思ひます。

まず初めに、非加熱製剤を介してエイズに感染し、既に亡くなられた方、重篤な症状と闘つておられる方々、さらにHIV陽性でいつエイズが発症するかに大きな不安を抱いて毎日を過ごしている方々とその御家族の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、エイズという疾患は、一九八一年にアメリカで初めて報告されました。翌年、アメリカの血友病患者の症例が報告され、治療薬として使われた第V、第IX因子の血液製剤が売血を原料とすることによって感染の危険性をはらんでいることが指摘されました。

当時、日本では、血液製剤の原料の多くを輸入に頼つており、エイズ日本上陸の危険性が危惧されることとなっていました。厚生省は、八三年にエイズの実態把握に関する研究班を発足させ、この危険に対しても体制を整えたかに見えました。

しかし、この時期からさうに三年間も、つまり製薬会社による一応の自主回収が終わつたとされる八六年夏まで、危険な非加熱製剤が使われ続けたのです。その結果、日本人血友病患者五千人のうち約二千人が感染し、既に四百人を超す人が亡くなり、さらに、発症直前に陥っている患者さんが増加しており、極めて対策には緊急を要する問題として現在に至つております。

今回の薬害エイズの問題は、なぜそのような結果に至つてしまつたのか、その責任はどこにあるかといふところにあります。総理はどのようにお考へになつておられるか、お聞かせください。

血友病患者、家族の方々は、八九年、国、製薬企業に対し損害賠償を求めて訴訟を起こされました。九六年三月には、厚生大臣が国の責任を認め和解は成立しましたが、その疑問はいまだわかつていません。

さきの厚生委員会に参考人として出席いたいた川田龍平さんは、「十歳のときから死について考へ、そして友達にも感染の事実を隠して生きてきました。でも、この薬害を多くの人に知つてもらいたいと思い、実名を公表しました。僕たちのような苦しみはもうだれにも味わわせたくない」と

思つています。この国会ですべての真相が明らかにされることを期待します。この国会しかすべての真相が明らかにされる場はありません」と思いを語つてくださいました。総理は、このような患者さんの声を聞き、真相究明についてどのような感想を持たれていらっしゃいますか。

その後、エイズサーベイルアンス委員会が設置され、エイズ薬害の悲劇は、濃縮製剤が開発され、八年六月に自己注射という家庭療法が医療保険でできるようになります。患者さんはQOLが高まるところから始まります。患者さんはQOLが高まるところに大きな期待を持ちました。製薬会社も、これで使用量が大幅にふえると皮肉にも予測していたにかくありません。この家庭療法の推進に、当時、橋本総理は積極的に尽力なされたと聞いておりますが、いかがだったのでしょうか。

その六月には、エイズ研究班が生物製剤課に設置されました。当時の課長郡司篤晃氏は、非加熱製剤の危険性を参考人の意見の中でも述べています。しかし、濃縮製剤が有用だという意見が多く、さらに国内メーカーへの打撃を懸念することなどから、一転して危険性よりも有用性をとる方針となりました。しかし、非加熱製剤がエイズ伝播の危険性があるという前提でなければ、当時の認識は変わらないと思います。

加熱製剤の治験中にも、危険性に対する認識は八三年、八四年、八五年とより明確になっていきました。スピラ博士が、血友病患者のエイズ発症、死亡を診断したとき、ギャロ抗体検査が判明したとき、非加熱製剤の危険性は十分に推察でき

そして、なぜ第一号の認定がおくれたのか。意図的な問題がなかつたのでしょうか。

八三年六月のエイズ研究班のときに帝京大症例がエイズとして認定されていれば、濃縮製剤の危険性が明らかになつていました。しかし、第一号症例は留保されてしまいました。

その後、エイズサーベイルアンス委員会が設置され、エイズサーベイルアンス委員長になり、八五年の三月二十日に本邦第一例が認定されます。この例は、診断、経過、受診動機、予後などあらゆる面で疑義があることが参考人の供述などで明らかになります。参考人の松田重三氏は、帝京大症例を認定しなかつたのは行政に汚点を残さないため、また、本邦第一例はでっち上げと供述しています。

なぜ血友病患者がエイズに感染しているということを明らかにしなかったのか、帝京大症例をなぜ認定しなかつたのかということについて、総理はどうお考へになつているのでしょうか。

さらに、厚生省は、非加熱製剤の危険性を知りながら、その使用を容認していくことになりました。それはなぜだったのか、総理はどのように御理解なさつておられるのか、お聞かせいただきたい

たはずです。厚生省は、エイズが予後不良で重篤なビールスによる感染症であり、さらに非加熱製剤に混入している可能性があると認識したのは一体何年何月なのか、公式に示していただきたい。厚生委員会において、八四年十一月エイズウイルスが同定された時点でお答えになりましたが、御確認をいただきたいと思います。

もし八四年十一月以降に認識されたのであれば、さまざま副作用情報がある中で、情報収集に関して行政としての怠慢であり、厳しく責任を問われる問題と言わざるを得ません。また、そのときだとすれば、それ以降、非加熱製剤の回収または危険性につき行政としてしかるべき役割を果たす必要があったはずです。行われていないとすれば、重大な責任を問われなければなりません。危険な非加熱製剤の回収を指示すべきだったのに、企業の自主回収に任せたのは一体なぜなのでしょうか。総理並びに厚生大臣、それぞれの御所を見いただきたい。

患者さんも、非加熱製剤の危険性の情報開示が行われていれば加熱製剤の使用を開始する」とも可能で、さらなる感染を防ぐことができたはずであります。その辺の罪は非常に重いと考えます。総理はその責任をどう感じているのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、自己注射による家庭療法導入後に非加熱製剤の使用量がどう推移していくかについて、厚生省に示していただきたいと思います。

たはずです。厚生省は、エイズが予後不良で重篤なビールスによる感染症であり、さらに非加熱製剤に混入している可能性があると認識したのは一体何年何月なのか、公式に示していただきたい。厚生委員会において、八四年十一月エイズウイルスが同定された時点でお答えになりましたが、御確認をいただきたいと思います。

もし八四年十一月以降に認識されたのであれば、さまざまな副作用情報がある中で、情報収集に関して行政としての怠慢であり、厳しく責任を問われる問題と言わざるを得ません。また、そのときだとすれば、それ以降、非加熱製剤の回収または危険性につき行政としてしかるべき役割を果たす必要があったはずです。行われていないとすれば、重大な責任を問われなければなりません。危険な非加熱製剤の回収を指示すべきだったのに、企業の自主回収に任せたのは一体なぜなのでしょうか。総理並びに厚生大臣、それぞれの御所を見いただきたい。

患者さんも、非加熱製剤の危険性の情報開示が行われていれば加熱製剤の使用を開始する」とも可能で、さらなる感染を防ぐことができたはずであります。その辺の罪は非常に重いと考えます。総理はその責任をどう感じているのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、自己注射による家庭療法導入後に非加熱製剤の使用量がどう推移していくかについて、厚生省に示していただきたいと思います。

非加熱製剤メーカーの一、ミドリ十字は、厚生省業務局ミドリ十字分室とも言っているように、業務局長以下数多くの官僚が社長、役員等に天下っています。官業の癒着構造がメーカーの得になる非加熱製剤野放しの原因になっていた可能性がある点も、厳しく問わなければならないと思います。厚生省からミドリ十字、日本臓器など十年間にさかのぼり具体的な数を示していただきたいと思います。

今回、随所に良識ある官僚もしくは学者がアドバイスをしたり、非加熱製剤の使用を中止しようと発言した人もありました。しかし、政官業の癒着構造の大きな流れの中で、医学的正論が通らなかつて、政官業の癒着構造がありました。その中で、メーカーの論理に抗しきれないで、これはどの大惨事になつていいだと思われます。実際、ミドリ十字などにくみし、政治献金をもらつて暗黙のあるいは無言の政治的圧力をかけた政治家の罪は非常に重いと考えます。まさしく今言われている政界、業界、官界の癒着構造がもたらした典型的な病理現象と考えます。この点について、総理はどのようにお考えになりますか。

総理、あなたは参議院予算委員会で、ミドリ十字から献金をもらつておられるという御答弁をされていますが、それは事実ですか。また、業界全体の献金は過去十年間でのようになつていていますか。さらに、衆議院予算委員会で、当時ミドリ

十子の社長である、業務局長を歴任した松下廉蔵さんとの交際もあるとお話ししていましたが、これも事実ですか。厚生族の重鎮として躍然たる存在と言われる総理、この事実確認と責任とをお聞きいただきたいと思います。

厚生省には、資料屢々や不都合なものは出さないんじゃないかという疑念など、さまざま思いがあります。和解後に資料が出てきたことなどは、明らかに作為的としか思いたりません。資料公開の不明瞭さについて、総理並びに厚生大臣はいかにお考えでしょうか。

さらに、今後の課題として、薬害エイズの患者さんたちに対する恒久対策、第四ルートの解明、またメーカーに対する行政処分、責任の明確化などに対する総理並びに厚生大臣のお考えをお示しください。

医学の祖とされる古代ギリシャの医学学者ヒポクラテスの誓いの中に、「私は、自分の能力と判断の限りを尽くして患者の利益になるとと思う養生法をとり、悪くて有害と思われる治療法は決して行わない。頼まれても死に導くような薬は与えないとあります。すべての医療にかかる人間はこの誓いをもう一度心に銘記すべきであり、より患者中心の医療を実践していく上でも今回の薬害の大規模性を決してむだにしてはなりません。最後に、これからいかに国民に対し信頼を回復していくかということについて、政府及び厚生省はどう反省し、総括し、これから次なる行政を進めていくためにどうしたらいいとお考えなのか、また、今回の責任の所在、責任のとり方について行政としてどう考えているかについて総理と厚生大臣にお伺いして、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 鶴下議員にお答え申し上げます前に、血液製剤を介してエイズに感染され亡くなられました方々に対し心から御冥福をお祈りするとともに、患者及び家族の方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

血液製剤を介して伝播されるウイルスにより友病患者の方々がエイズに罹患する危険性、エイズの重篤性についての認識が十分でなかったため、期待された有効な対策がおくれ、被害の拡大を防止し得なかつたことにつき、政府は重大な責任を深く自覚し、反省する次第であります。患者、家族の方々に衷心からおわびを申し上げたいと存じます。

今回の薬害エイズの問題について、血友病患者のH.I.V.感染につきましては、裁判所の所見でも指摘をされておりますように、当時、血液製剤を介して伝播されるウイルスにより血友病患者がエイズに罹患する危険性やエイズの重篤性についての認識が十分でませんでしたために、期待された有効な対策がおくれ、被害の拡大を防止し得なかつたものと認識しており、この点につきまして、行政としての重大な責任があつたものと考えております。また、安全な医薬品を供給すべき製

薬企業にも重大な責任があつたものと考えております。今後、本件のような医薬品による悲惨な被害を再び発生させることのないよう、最善最大の努力を重ねてまいりたいと思います。

真相究明についての患者の方々の声についてお尋ねがありました。

あの切実な声というものは、私も非常に真鍮に聞かせていただきました。私自身、スモンの患者の方々と和解の交渉をいたしましたとき、厳しい声を浴びせられ、真剣に聞いていただきたいと、本当に真剣に聞かせていただいたそのころを思い出しておりました。

真相解明につきましては、厚生省におきましては、事実関係の調査、整理を行つてきているところであります。また、国会において参考人質疑が行われるなど真相解明に向けての努力が行われてまいりました。注目しているところであります。

日本血液学会からの要望があり、中央社会保険療協議会におきましても、医療費の節減という味からも保険導入すべきであるという御議論があつたことから、これを踏まえ、昭和五十八年一月一日から保険適用されるものとなつたと承知でございます。

次に、帝京大症例の認定についてのお尋ねで
りますが、この症例は、エイズ研究班において

門的に議論をされた結果、エイズの疑似症例と判断されました。

と考
え
て
お
り
ま
す

定されたものと理解しておられるが、この問題につきましては、現在、国会の場におましても参考人質疑等を通じ種々の論議がなされ、承知をいたしております。この状況も注視していきたいと考えております。

血液凝固因子製剤は血友病の治療に不可欠のものであります。当時の知識の中では非加熱剤によるエイズ感染についての知識が十分でなく、一方、クリオ製剤に戻ることについては医学的見地等から限界があり、加熱剤については既

につきましては、当時、厚生省においてマスメディアを通じて提供するよう努力したものと承知をしておりますが、この点については、製薬企業から患者への情報提供がもっと積極的に行われるべきではなかったか、今後の再発防止の観点から検討が必要と考えております。

家族に御不^幸のありましたことから交流を深めております。そして、厚生省に勤務しておられたころからよく存じ上げており、それ以上のわつき合いでではありません。

資料公開についてのお尋ねでありますと、和解後新しく資料が出ましたこと、これは作^為的なるものとは思いたくありませんせんけれども、そうした疑いを持たれることは十分反省していかなければならぬと思います。

たな副作用の懸念があつたことから臨床試験がシ
要と判断され、非加熱製剤の使用が継続されたま
のと理解をいたします。この点につきましては
裁判所の所見でも指摘をされておりますように
血友病患者がエイズに罹患する危険性、エイズ
重篤性についての認識が十分でなかつたために

期待された有効な対策がおくれましたことになります。再発防止の観点から検討が必要だと考えております。

専 あ 二 が 意 因
また、非加熱製剤の回収についてであります
が、加熱製剤承認時には、将来にわたり安定し
供給できるという見通しが得られなかつたこと
ら、非加熱製剤を一齊に回収する措置が講ぜら
れ、自主回収にゆだねられたものと理解してお
ます。現時点からいたしますな、当時は非加
熱製剤の危険性の認識が十分ではなく、加熱製剤
承認後も相当の期間使用された事例が生じたま

家族に御不^幸のありましたことから交流を深めております。そして、厚生省に勤務しておられたころからよく存じ上げており、それ以上の御つき合いであります。
資料公開についてのお尋ねであります。和解後新しく資料が出ましたこと、これは作為的なものとは思いたくありませんけれども、そうした疑いを持たれたことは十分反省していかなければならぬと思います。
次に、今後の恒久対策等についてのお尋ねがございました。
エイズ問題につきましては、和解の成立後におきましても、医療体制の整備等恒久対策につき、できる限りの対応を行つてまいる考え方であります。
血友病以外の患者のH—IV感染の問題につきましては、現在、厚生省において調査プロジェクトチームを設置し、実態の把握に努めておるとこころであります。
メーカーに対する行政処分、責任の問題につきましては、血友病以外の患者の感染実態の調査結果等を踏まえ、厚生省において適切に対応するのと考えております。
今回の事件を深く反省し、二度とこのような薬品による健康被害を起こさないよう、知の及ぶ限りあらゆる対策を講ずることが今一

重要だと考えております。このため、厚生省において、広く有識者の御意見をも伺いながら、できるだけ早期に再発防止の具体策を取りまとめるための検討を全力を挙げて行つておられるところであります。国会における御意見も踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、血友病患者の方々にこれだけの悲惨な被害を招いたことを、政府としても責任を深く自覚しております。行政の責任について、どのようなけじめをつけるべきかは、現在、厚生省の方で、省内の調査、国会における参考人質疑等の調査の状況を踏まえ検討していると承知をいたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣菅直人君登壇〕

○國務大臣(菅直人君) 鳴下議員の御質問にお答えを申し上げます。

エイズ研究班の設置についてのお尋ねですが、血液を介しての感染が疑われていたこと、また血液研究事業を所管していたことから、薬務局生物製剤課がエイズ研究班を組織したものでありました。

エイズ研究班の目的は、欧米でエイズが流行し、発生の報告がなされており、我が国においても血液製剤を使用している血友病患者にこの疾患が存在するかどうか調査し、その対策を早急に検討することがこのエイズ研究班の目的であった、

重要だと考えております。

そのように理解いたしております。

エイズ研究班の研究結果については、エイズ研

究班において責任を持つものであります。その結果を行政にどう反映させるかは、厚生省が責任を持つものであります。しかし、このエイズ研究班の意見が、実質的には非常に大きな意味を持つものであつたと考えております。また、現時点から見ますと、研究班という専門家のみの検討結果に頼り過ぎたのではないか、政策判断に直結する段階で、検討の場を法律的な責任の明確でない研究班から責任と権限の明確な組織にゆだねるべきではなかつたか、こういった反省がありまして、今後の再発防止の観点から検討が必要である、このようを考えております。

いわゆる帝京大症例については、エイズ研究班において、ステロイド投与による細胞性免疫の低下が否定できないことから、エイズの疑似症例としたものと考えられます。また、昭和五十九年九月に設置されたAIDS調査検査委員会においては、順天堂大学から提出された症例について、昭和六十年三月二十一日にエイズである疑いが極めて濃いと判定されました。一方、帝京大症例については、サバーベイランス調査票や関係資料の提出がおくれたことから認定がおくれたという、そういう事態であったと承知をいたしております。

したがつて、帝京大症例の認定がおくれたことは事実でありますけれども、これが意図的であったかどうか、これについては断定することは現時点

でできない、このように考えております。

エイズに関する認識についてのお尋ねであります。ですが、エイズの原因ウイルスがほぼ同定されたのであったと考えております。また、現時点から見ますと、研究班という専門家のみの検討結果に同一であることが示され、原因ウイルスが同定されたのは昭和五十九年十一月から十二月にかけてであったと承知をいたしております。昭和五十九年当時、エイズは既に生命に対する予後が著しく悪い病気であると認識されており、その後、エイズの原因ウイルスが同定されたことにより、血液製剤によるエイズの伝播も認識し得たと考えておりますが、抗体陽性の意味や発症率については、なお定説がない状況であったと考えております。

エイズウイルスの同定時期については、先ほども申し上げましたが、昭和五十九年十一月から十二月にかけてである、このように考えております。

非加熱製剤の回収についてのお尋ねであります。エイズウイルスの同定時においては、先ほども申し上げましたが、昭和五十九年十一月から十二月にかけてである、このように考えております。

非加熱製剤の回収についてのお尋ねであります。エイズウイルス同定時においては、加熱製剤はまだ承認されておりませんでした。非加熱製剤はまだ承認されておりませんでした。非加熱製剤は血友病患者にその時点では不可欠であったものであることから、当時の判断としては回収の措置をとらなかつた、そのように理解をいたしております。

資料公開についてのお尋ねですが、一月二十六日に発見されたファイルのうち、エイズ研究班に関連が薄いとして報告されなかつたファイルの中には、当時の行政内部の資料として真相究明のために資料価値があるものがあることが判明したものであります。エイズ研究班と関連がないといふことで、真相究明に役立るべき資料の提出がそ

した判断からおくれたことは適切な対応ではなかった、このように思つております。

今後の恒久対策等についてのお尋ねであります。が、和解の成立後においても、エイズ治療・研究推進体制の整備、エイズ治療薬の早期使用、差額ベッドの解消、二次、三次感染者の医療費などの恒久対策についてはできる限りの対応を行つてまいる考えであります。

厚生省としては、非加熱の血液凝固因子製剤による非血友病H-I-V感染の問題、いわゆる第四ルートの問題の重要性を考慮し、四月一日に省内に調査プロジェクトチームを設置したところであります。血友病以外の患者のH-I-V感染の実態の把握の徹底に現在努めているところであります。

メーカーに対する行政処分や責任の問題などについては、先ほど総理の方からもお述べいただきましたが、現在、血友病以外の患者の感染実態の調査など一連の調査を実施しているところであり、これらの調査が一段落した段階で、その調査結果を踏まえて厚生省としての対応を検討してまいりたい、このように考えております。

信頼回復のための行政のあり方と責任についてのお尋ねであります。

患者の方々が安心して治療を受けることができるように、エイズ治療・研究推進体制の整備などである限りの対応を行いたい、これは既に述べたと

おりであります。

また、今回の経験を重い教訓として、その再発防止に最大限の努力を重ねる必要があると考えております。このため、厚生科学会議を開催し外部の有識者の御意見を賜ることとしているとともに、省内にプロジェクトチームを設け鋭意検討を進めています。

また、血友病患者の方々にこれだけの悲惨な被害を招いたことについて、厚生省としての責任を深く自覚いたしております。厚生省としては、今まで省内で調べた調査の結果を十分に検討するとともに、国会における参考質疑等の調査の状況も踏まえながら、その責任について適切に判断し、けじめをつけていく必要がある、このように考へてお答えとさせていただきます。(拍手)

以上、お尋ねをうけました旨の通知書を受領した。

○議長(土井たか子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長の報告 (通知書受領)

一、去る十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

(報告書受領)
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。

(政府委員承認)
一、昨十六日、土井議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十六回国会政府委員に任命することを承認した。

一、去る十四日、運輸委員会において、次のとおり理事を選任した。

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

村田敬次郎君

小野 晋也君

新井 将敬君

北橋 健治君

山下八洲夫君

緒方 克陽君

小野 晋也君

村田敬次郎君

北橋 健治君

新井 将敬君

緒方 克陽君

山下八洲夫君

(政府委員承認)

一、昨十六日、土井議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十六回国会政府委員に任命することを承認した。

(外務大臣官房審議官)

一、去る十四日、橋本内閣総理大臣から土井議長

あて、十三日議長において承認した大島豊三外一名を、十四日第百三十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

外務委員

辞任 笹山 登生君

補欠 笹木 竜三君

(出席国務大臣)

内閣総理大臣 橋本龍太郎君

厚生大臣 菅 直人君

出席政府委員
厚生省薬務局長 荒賀 泰太君
郵政大臣 日野 市朗君
国務大臣 倉田 寛之君

一、昨十六日、橋本内閣総理大臣から土井議長あて、十六日議長において承認した西田芳弘を、同日第百三十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

官 報 (号 外)

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	石田幸四郎君	谷口 隆義君
辞任	塙田 延充君	石井 啓一君
補欠	谷口 隆義君	
議院運営委員	横内 正明君	佐田玄一郎君
辞任	山田 宏君	横内 正明君
補欠	山田 宏君	
地方行政委員	佐田玄一郎君	横内 正明君
辞任	樽床 伸二君	樽床 伸二君
補欠	樽床 伸二君	
大蔵委員	佐田玄一郎君	佐田玄一郎君
辞任	山田 宏君	山田 宏君
補欠	山田 宏君	
(特別委員辞任及び補欠選任)	一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
国会等の移転に関する特別委員		
辞任	東家 嘉幸君	田中 直紀君
補欠	田中 直紀君	
(議案付託)		
一、昨十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。		
産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第一四四号)(參議院送付)		
衆議院議員山本拓君提出薬害エイズ問題に関する質問に対する答弁書		
衆議院議員山本拓君提出血液製剤の供給に関する質問に対する答弁書		
衆議院議員山本拓君提出年金を辞退しその財源を教育、環境、福祉等の各分野で有効に使う制度の創設に関する質問に対する答弁書		
日本放送協会平成六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書		
平成六年度一般会計歳入歳出決算		
平成六年度特別会計歳入歳出決算		
平成六年度国税收納金整理資金受払計算書		
平成六年度政府関係機関決算書		
決算委員会		
付託		
予算委員		
辞任		
松本 善明君		
中島 武敏君		
寺前 嶽君		
補欠		
予算委員		
辞任		
石井 啓一君		
塙田 延充君		
谷口 隆義君		
石田幸四郎君		
一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		

(議案付託)

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

(答弁書受領)

平成八年四月十九日提出
質問 第一七号

薬害エイズ問題に関する再質問主意書
提出者 山本 拓

官報 (号外)

薬害エイズ問題に関する再質問主意書

昭和六十年当時、非加熱製剤を薬事法に基づく禁止措置として講じなかつたのは、非加熱製剤は血友病患者の治療に不可欠であつたとの回答であるが、昭和六十年全国の血友病患者が必要としていた非加熱製剤は第Ⅸ因子製剤が年間一億単位及び第Ⅸ因子製剤が年間二千万単位との回答である。

これは一ヶ月平均一千万単位の必要量である。それならば加熱製剤販売開始の昭和六十年八月には二千三百万単位の供給量（検定合格量）があり、その後九月、十月、十一月、十二月の五ヶ月間で七千四百万単位の加熱製剤の検定合格量があつたとの事であれば、昭和六十年八月の時点でも遅くとも昭和六十一年の時点でも非加熱製剤を薬事法に基づく禁止措置として講じても当時の血友病患者はなんら困らなかつたはずである。

今回の回答である「非加熱製剤は血友病患者の治療に不可欠であった」から薬事法の禁止措置を取らなかつたという趣旨の回答はウソであると考へるが國の見解を求める。

一 社団法人日本血液製剤協会を通じての証明書添付指示が薬事法における非加熱製剤の禁止措置を取らない理由となる法的根拠が何處にあるのか分からぬ。法的根拠があるなら示してほしい。

右質問する。

内閣衆質一三六第一七号
平成八年五月十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議員山本拓君提出薬害エイズ問題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

衆議院議員山本拓君提出薬害エイズ問題に関する再質問に対する答弁書

について

加熱濃縮血液凝固第Ⅸ因子製剤の販売が開始された昭和六十年当時の当該製剤の供給量は、先の答弁書（平成八年四月十九日内閣衆質一三六第一〇号。以下「答弁書」という。）五についてにおいてお示したとおり、月ごとに変動しており必ずしも安定的に供給されていたわけではなかった。また、当該製剤の供給開始時には一

時的な需要の増大が見込まれたところであるが、これに対応した供給量についても十分予測はできなかつた。これらのことから当該製剤を、血友病患者に対し欠品を生ずることなく将来にわたり安定して供給できるとの見通しが得られなかつたので、非加熱濃縮血液凝固第Ⅸ因子製剤を一齊に回収する措置を講ずることとはしなかつたものである。

また、昭和六十年秋ごろから非加熱濃縮血液凝固第Ⅸ因子製剤の回収状況について製薬会社から適宜報告を受けており、昭和六十一年の時

点では既に回収が終了していたものと理解し、回収命令等の措置は行わなかつたものである。

現時点からすれば、当時は非加熱濃縮血液凝固第Ⅸ因子製剤の危険性の認識が十分でなく、上記のような状況の下で加熱濃縮血液凝固第Ⅸ因子製剤の承認後も相当の期間使用された事例が生じしたものである。

二について

薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）に基づき、非加熱濃縮血液凝固第Ⅸ因子製剤について廃棄等の措置又は製造等を禁止する措置を行なう場合には、同法第七十条第一項の規定に基づく命令又は同法第六十九条の二の規定に基づく緊急命令によることが考へられるが、昭和六十一年五月当時当該製剤については、答弁書でお示したとおり、同法第五十六条第六号に該当するものは個別には特定されておらず、同号に該当することを理由として同法第七十条第一項の規定に基づく命令を行なうことは困難であつたものである。また、昭和六十年五月当時加熱濃縮

一 薬事法第四十三条第一項の規定に基づく検定の合格量より把握される加熱第Ⅸ因子製剤の昭和六十一年の供給能力を一月から十二月まで月別に示されたい。

二 薬事法第四十三条第一項の規定に基づく検定の合格量より把握される加熱第Ⅸ因子製剤の販売当時から昭和六十一年十二月までの供給能力を月別に示されたい。

三 薬事法第四十三条第一項の規定に基づく検定の合格量より把握されるクリオ製剤の販売当時から昭和六十一年十二月までの供給能力量を月別に示されたい。

右質問する。

内閣衆質一三六第一九号

平成八年五月十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議員山本拓君提出血液製剤の供給に関する質問に対する答弁書を送付する。

平成八年四月二十三日提出
質問 第一九号

血液製剤の供給に関する質問主意書
提出者 山本 拓

が行われていたという事情も勘案されたものである。

年	販 売 量
昭和四十八年	二十六万八千二百単位
昭和四十九年	三十二万六千五百単位
昭和五十年	三十三万単位
昭和五十年	四十万七百単位
昭和五十年	七十万千百単位
昭和五十年	一百二十万四千二百単位
昭和五十年	四十九万五千四百単位
昭和五十年	二十九万九千三百単位
昭和五十年	十八万七千三百単位
昭和五十年	十九万三千六百単位
昭和五十年	二十五万八千単位
昭和五十年	四十四万八千五百単位
昭和六十一年	二十二万四千四百単位
昭和六十一年	十八万三千五百単位

(別紙)
衆議院議員山本拓君提出血液製剤の供給に
関する質問に対する答弁書

一について

加熱濃縮血液凝固第Ⅸ因子製剤について、昭和六十一年一月から十二月までの薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十三条第一項の規定に基づく検定の合格量は別表第一のとおりであり、これが昭和六十一年の供給能力量に相当するものと考えられる。

二について

加熱濃縮血液凝固第Ⅸ因子製剤は、薬事法第四十三条第一項の規定に基づく検定の対象品目に指定していないため、検定の合格量によりその供給能力量を把握することはできない。

別表第一(加熱濃縮血液凝固第Ⅸ因子製剤)

月	検 定 の 合 格 量
一月	三百六十七万三千六百十五単位 (一単位は正常人の血漿一ミリリットルに含まれる因子の量を意味する。以下同じ。)
二月	千七百四十一万六千二百五十単位
三月	千四百五十万三千八百六十八単位
四月	千四百五十二万九千単位
五月	千三百六万八千二百九十九単位
六月	千百十六万八千二百八十六単位
七月	八百十万五千単位
八月	五百四十四万六千七百五十単位
九月	九百五万四千七百五十単位

た月別の製造量及び輸入量は、別表第一のとおりであり、少なくともこれに相当する供給能力があったと考えられる。

三について

御指摘のいわゆるクリオ製剤は、薬事法第四十三条第一項の規定に基づく検定の対象品目に

指定していないため、検定の合格量によりその供給能力量を把握することはできない。

なお、乾燥抗血友病人グロブリンの製造が最初に承認されたのは昭和四十二年であり、当該製剤の製造業者に対して照会したところ、その時点から昭和六十一年までの当該製剤の製造量のうち、資料が無いため把握できないものを除き、現時点において把握できた昭和五十九年から昭和六十一年までの年別の製造量は別表第三のとおりであり、昭和四十八年に製造が承認されたクリオプレシピテートについては、当該製剤の製造業者に対して照会したところ、昭和四十八年から昭和六十一年までの年別の販売量は別表第四のとおりであり、少なくともこれらに相当する供給能力があったと考えられる。

別表第二(加熱濃縮血液凝固第Ⅸ因子製剤)

年	製 造 量
昭和五十九年	六十三万九千五百単位
昭和六十一年	一百十九万四千二百単位
昭和六十一年	一百一十三万六千七百単位

平成八年四月二十三日提出
質問 第二〇号

年金を辞退しその財源を教育、環境、福祉等の各分野で有効に使う制度の創設に関する質問主意書

提出者 山本 拓

年金を辞退しその財源を教育、環境、福祉等の各分野で有効に使う制度の創設に関する質問主意書

裕福な高齢者が年金を辞退或いは寄附して、

その分を教育、環境、福祉等の各分野で有効に使うことでその高齢者が名譽を得る制度について、

① 創設することは可能かどうか見解を求める。

② 政府として今後検討するつもりはないかどうか見解を求める。

左記の二点について政府の見解を求める。

① 年金辞退制度

年金受給資格者が年金受給を辞退しその受給額に該当する額を年金特別会計から受け皿となる機関(年金福祉事業団或いは新しい財團)に支出し、当該機関が補助金等の形で有効に活用する。

② 年金寄附制度

年金受給者は受給を辞退せず、従つて一度受給する形を取った後に、受給額を受け皿となる機関に寄附として自動的に支払う方法。

③ 年金辞退者或いは年金寄附者に名譽を授与する制度。

右質問する。

内閣衆質一三六第一〇号

平成八年五月十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 土井たか子殿

年金寄附制度等を創設することは考えていないが、年金の受給者が受給の辞退や受給した年金

衆議院議員山本拓君提出年金を辞退しその財源を教育、環境、福祉等の各分野で有効に使う制度の創設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本拓君提出年金を辞退しその財源を教育、環境、福祉等の各分野で有効に使う制度の創設に関する質問に対する答弁書

弁書

一及び二について

年金の受給者が受給した年金を含め、私財を

本人の意思により公益のため寄附した場合は、褒章条例(明治十四年太政官布告第六十三号)に基づき、一定の条件の下に紹綏褒章の授与の対象となる。

仮に年金制度において年金の受給の辞退や受給した年金の寄附に関する制度を設ける場合に

は、我が国の公的年金制度が受給世代に対する

年金受給制度

年金受給者は受給を辞退せず、従つて一度受給する形を取った後に、受給額を受け皿となる機関に寄附として自動的に支払う方法。

年金辞退者或いは年金寄附者に名譽を授与する制度。

右質問する。

内閣衆質一三六第一〇号

平成八年五月十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

年金寄附制度等を創設することは考えていないが、年金の受給者が受給の辞退や受給した年金

の寄附により年金財政に貢献した場合にこれを顕彰する制度の必要性等については、検討すべき点がある。

(答弁通知書受領)

一、去る十四日、内閣から衆議院議員岡崎宏美君提出阪神・淡路大震災被災地における雇用対策に関する第三回質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成八年五月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十四日、内閣から衆議院議員平田米男君提出シックハウス(病気の家庭候群に関する質問)に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成八年五月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十四日、内閣から衆議院議員岡崎宏美君提出シックハウス(病気の家庭候群に関する質問)に対する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成八年五月二十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

第五条第一項中「第六十一条の二」を「第六十二条の二」に

目次中「第六十二条の二」を「第六十二条の二」に改める。

第五条第一項中第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある広域組織犯罪その他の事案(以下「広域組織犯罪等」という。)に対する処するための警察の態勢に関すること。

第五条第一項中「第七号まで、第九号から第十一号まで及び第十四号から第十六号までに掲げるものを「第八号まで、第十号から第十二号まで及び第十五号から第十七号までに掲げるものに係るもの」に改める。

第五条第一項中「第五条第二項第十号に掲げるものを「第五条第二項第十一号に掲げるものに係るもの」に改める。

第五条第一項中「第五条第二項第十一号に掲げるものを「第五条第二項第十二号に掲げるものに係るもの」に改める。

第六十条の二の次に次の二条を加える。

(広域組織犯罪等に関する権限)

第六十条の三 都道府県警察は、広域組織犯罪等を処理するため、必要な限度において、その管轄区域外に権限を及ぼすことができる。

第四章第四節中第六十二条の二の次に次の二条を加える。

(広域組織犯罪等に対処するための措置)

第六十二条の三 長官は、広域組織犯罪等に対処

するため必要があると認めるときは、都道府県警察に対し、広域組織犯罪等の処理に係る関係都道府県警察間の分担その他の広域組織犯罪等について、必要な指示をすることができる。

2 都道府県警察は、前項の指示に係る事項を実施するため必要があるときは、第六十条第一項の規定により他の都道府県警察に対し広域組織犯罪等の処理に要する人員の派遣を要求する」と、第六十条の三の規定により広域組織犯罪等を処理するためその管轄区域外に権限を及ぼすことその他のこの節に規定する措置をとらなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

官 理 由

最近における広域組織犯罪等の発生の状況にかかるがみ、都道府県警察が広域組織犯罪等に迅速かつ的確に対処することができるようにするため、その管轄区域外における権限の行使に関する規定の整備を行うとともに、広域組織犯罪等に對処するための警察の態勢に関する規定の整備等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、オウム真理教関連事件の経緯にかんがみ、都道府県警察が広域組織犯罪等(全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある広域組織犯罪その他の事案をいう。以下同じ。)に迅速かつ的確に対処することができるようにするため、その管轄区域外における権限の行使に関する規定の整備を行うとともに

に、広域組織犯罪等に對処するための警察の態勢に関することについての国家公安委員会及び警察庁長官の権限に関する規定等の整備を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 広域組織犯罪等に関する都道府県警察の管轄区域外における権限に関する規定の整備
都道府県警察は、広域組織犯罪等を処理するため、必要な限度において、その管轄区域外に権限を及ぼすことができる」と。

2 広域組織犯罪等に関する国家公安委員会及び警察庁長官の権限に関する規定の整備並びに国家公安委員会及び警察庁長官の権限に関する規定等の整備を行おうとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成八年五月十四日

地方行政委員長 平林 鴻三

衆議院議長 土井たか子殿

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

右

るため必要があると認めるときは、都道府

県警察に対し、広域組織犯罪等に對処するための警察の態勢に関する事項について、必要な指示をすることができる」と。

都道府県警察は、当該指示に係る事項を実施するため必要があるときは、その管轄区域外に権限を及ぼす等の措置をとらなければならないこと。

都道府県警察は、当該指示に係る事項を実施するため必要があるときは、その管轄区域外に権限を及ぼす等の措置をとらなければならないこととする。

電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七条)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「電気通信業」の下に「又は有線テレビジョン放送業」を加え、同項第一号中「う。」の下に「又は有線テレビジョン放送(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう。第五項において同じ。)の役務」を加え、同条第五項中「有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう。以下この項において同じ。」を削り、「同条第二項」を「有線テレビジョン放送法第一条第二項」に改める。

第六条第三号イ中「及び端末系光端局装置」を「、端末系光端局装置」に改め、「ものをいう。」の下に「及び光端末回線装置(光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置であつて、光ファイバを用いた線路が接続される端末設備であるものをいう。」を加え、同号口中及びこれに接続される光伝送装置を「、送信用光伝送装置」に、「装置を」を「装置であつて、光幹線路に接続されるものをいう。」及び受信用光伝送装置(光伝送の方式における光信号を電気信号に変換

内閣総理大臣 橋本龍太郎

平成八年二月五日

する機能を有する装置であつて、受信の場所で光ファイバを用いた線路に接続されるものを「に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 日本開発銀行以外の出資者は、通信・放送機構(以下この条において「機構」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、機構に設けられた信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)第六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第三十項中、「電気通信基盤充

実臨時措置法」を「電気通信基盤充実臨時措置法」に改め、「信頼性向上施設整備事業」の下に改め、「以下この項において「信頼性向上施設整備事業」という。」を加え、「又は債却資産」を「若しくは債却資産」に、「政令」を「政令」に改め、「限る。」の下に「又は有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四十四号)第一条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者が信頼性向上施設整備事業により電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第百二号)の施行の日から平成十年三月三十日までの間に新設した電気通信基盤充実臨時措置法第二条第三項第一号に掲げる電気通信設備で政令で定めるもの(有線テレビジョン放送法第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送に係る事業の用に供するものに限る。)を加え、同条第三十一項中「(昭和四十七年法律第百四十四号)」を削る。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

「(以下この項において「信頼性向上施設整備事業」という。)」を加え、「又は債却資産」を「若しくは債却資産」に、「政令」を「政令」に改め、「限る。」の下に「又は有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四十四号)第一条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者が信頼性向上施設整備事業により電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第百二号)の施行の日から平成十年三月三十日までの間に新設した電気通信基盤充実臨時措置法第二条第三項第一号に掲げる電気通信設備で政令で定めるもの(有線テレビジョン放送法第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送に係る事業の用に供するものに限る。)を加え、同条第三十一項中「(昭和四十七年法律第百四十四号)」を削る。

本案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るために、信頼性向上施設に有線テレビジョン放送事業に係る施設を加えるとともに、高度通信施設整備事業又は高度有線テレビジョン放送事業を実施する者に対する通信・放送機構の助成金交付の業務の対象施設の範囲を拡大する等の所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(光伝送の方式における電気信号と光信号との交換の機能を有する装置であつて、端末系光幹線路に接続されるものをいう。)及び光端末回線装置

備であるものをいう。)

業 光幹線路(光ファイバを用いた線路の幹線部分をいう。)、送信用光伝送装置(光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置であつて、光幹線路に接続されるものをいう。)及び受信用光

電気信号に変換する機能を有する装置であつて、受信の場所で光ファイバを用いた線路に接続されるものをいう。)

1 定義

信頼性向上施設に有線テレビジョン放送業に係る施設を加えること。

2 通信・放送機構の業務の特例

次に掲げる電気通信基盤充実事業において、通信・放送機構が行う電気通信基盤充実

第三次に規定する業務の対象施設を次に掲げる施設とする。

(一) 高度通信施設整備事業 端末系光幹線路

電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図るため、信頼性向上施設に有線テレビ

ジョン放送業に係る施設を加えるとともに、高度通信施設整備事業又は高度有線テレビジョン放送事業を実施する者に対する通信・放送

機構の助成金交付の業務の対象施設の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(二) 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)について所要の改正を行うこと。

六号)について所要の改正を行うこと。

(三) 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)について所要の改正を行うこと。

六号)について所要の改正を行うこと。

(四) 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)について所要の改正を行うこと。

六号)について所要の改正を行うこと。

(五) 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)について所要の改正を行うこと。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成八年五月十五日

通信委員長 中川 昭一

衆議院議長 土井たか子殿

[別紙]

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正

する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 光ファイバ網の整備が今後の情報通信機能の高度化に不可欠であることにかんがみ、本法に基づく第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者に対する支援措置の拡充・強化を図ることともに、実施に必要な資金の確保に努めるべきこと。

一 加入者系光ファイバ網の整備に当たっては、全国的に均衡のとれた整備に努めること。

一 情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性の向上を図るため、信頼性向上施設整備事業に対する各種支援措置の一層の拡充を図ることといた、そのため必要な資金の確保に努める」と。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案

平成八年三月十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

通信・放送機構法の一部を改正する法律
通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条・第二十九条」を「第二十九条・第二十九条の二」に改める。

第一条中「実施等の」を「実施の業務及び高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援に関する」に改める。

第五条第一項中「次項」を「第四項」に改め、「資金」の下に「又は第二十九条の二第一項に規定する信用基金」を加え、同条第三項後段を削り、同条に次の二項を加える。

4 第二項の認可があつた場合において機構に出資しようとする者は、機構の所有(他人と共同してするものに限る。以下この項及び第三十三条の二において同じ。)に係る放送衛星についての第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に必要な資金(当該所有に関し機構が負担すべき部分に限る。第三十二条の一において「衛星」所有資金」という。)、同項第四号、第五号及び第七号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に必要な資金、同項第六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「研究開発推進業務」という。)に必要な資金、同項第八号に掲げる業務(債務の保証の保証を行ふこと)。

開発出資業務」という。)に必要な資金、第二十九条の二第一項に規定する信用基金又はその他の必要な資金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

3 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第四十条第一項及び第四十四条において「受託金融機関」という。)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十九条第四項中「研究開発出資業務」の下に「又は研究開発債務保証業務」を加える。

第二十八条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 高度通信・放送研究開発を行う者が当該高

度通信・放送研究開発の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

(信用基金)

第二十九条の二 機構は、研究開発債務保証業務に關する信用基金を設け、第五条第二項の認可を受けた場合において同条第四項の規定により

信用基金に充てるべきものとして出資された金額と機構が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前項に規定する信用基金は、郵政省令、大蔵省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

第二十八条の二 機構は、郵政大臣の認可を受け定める基準に従つて、前条第一項第四号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受け、前条第一項第八号に掲げる業務(債務の保

とあるのは「又は通信・放送開発法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務(債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支給の決定を除く)」の一部」と、機構法第二十九条の二第一項中「研究開発債務保証業務及び通信・放送開発法第六条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)」と、機構法第三十一条中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等(研究開発出資業務等(研究開発債務保証業務等(研究開発債務並びに通信・放送開発法第六条第一項第一号及び第二号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)をいう。以下同じ。)と、機構法第三十二条、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第一号中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十三条の二中「研究開発出資業務に係る経理及び研究開発債務保証業務」であるのは「研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等に係る経理並びに研究開発債務保証業務等及び通信・放送開発法第六条第一項第四号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)」

と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び通信・放送開発法」と、機構法第四十三條第二十九條、第四十条第一項及び第四十五条第一項第一項中「この法律」とあるのは「この法律」とあるのは「この法律及び通信・放送開発法」と、機構法第四十三条第一項第一項第一号中「、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は兩債務保証等業務に係るもの)を除く。」とあるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可(両出資業務又は兩債務保証等業務に係るもの)を除く。」とあるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可(研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」と、第三十二条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務等に係るもの)を除く。」と、同条第二項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可」とあるのは「の規定による認可」又は第二十九条第一項の規定による認可(通信・放送開発法第六条第一項に規定する業務に係るもの)とあるのは「部分(通信・放送開発法第六条第一項に規定する業務に係る部分)を除く。」と、機構法第四十五条第一項第一項に規定する業務に係る部分を除く。」と、機構法第四十五条第一項第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」とする。

第七条 削险

第七条を次のように改める

(機構法の適用)

電気通信基盤法第六条第一号及び第二号に掲げる業務(債務の保証の決定及び出資の決定を除く。)の一部」と、機構法第二十九条の二第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは、「研究開発債務保証業務等(研究開発債務保証業務及び電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。))をいう。以下同じ。」と、機構法第三十一条中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等(研究開発出資業務及び電気通信基盤法第六条第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。))をいう。以下同じ。」又は研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十二条、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第二号中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十三条の二中「研究開発出資業務に係る経理及び研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発出資業務等に係る経理及び研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び電気通信基盤法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は電気通信基盤法」と、機構法第四十三条第一項第一号中「第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十二条若しくは第三三十

あるのは「両出資業務又は両債務保証業務」とあるのは「又は受信設備制御型放送番組促進法第六条第一号及び第二号に掲げる業務（債務の保証の決定及び出資の決定を除く。）の一部」と、機構法第二十九条の二第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発債務保証業務等（研究開発債務保証業務及び受信設備制御型放送番組促進法第六条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）をいう。以下同じ。）」と、機構法第三十一条中「研究開発出資業務又は研究開発債務番組促進法第六条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）をいう。以下同じ。」と、機構法第三十三条第一項第一号中「研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務等」と、機構法第三十五条第一項第一号中「研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務等」とあるのは「研究開發出資業務等に係る経理及び研究開発債務保証業務等及び受信設備制御型放送番組促進法第六条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）」と、機構法第三十八条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律」と、機構法第二十八条第一項第一号に掲げる業務

法律及び受信設備制御型放送番組促進法と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「」の法律又は受信設備制御型放送番組促進法」と、機構法第四十三条第一項第一号中「」第一十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)とあるのは「若しくは第十九条第一項の規定による認可(同出資業務又は両債務保証業務に係るもの)を除く。」、第二十八条第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務等又は研究開発債務保証業務等に係るもの)を除く。」と、同条第一項第一号中「又は第二十九条第一項の規定による認可」とあるのは「の規定による認可又は第二十九条第一項の規定による認可(受信設備制御型放送番組促進法第六条に規定する業務に係るもの)を除く。」と、同項第一号中「部分」とあるのは「部分(受信設備制御型放送番組促進法第六条に規定する業務に係る部分)を除く。」と、機構法第四十五条第三号中「第一十八条第一項とあるのは「第一十八条第一項及び受信設備制御型放送番組促進法第六条」とする。

第十一条の前の見出しを削り、同条を次のよう
に改める。

2 資本全

- (二) 機構は、⁵の「」の信用基金に充てるため
必要があるときは郵政大臣及び大蔵大臣の
認可を受けて、その資本金を増加すること
ができるものとする。

（三） 機構に出資しようとする者は、衛星所有
資金、研究開発推進業務に必要な資金、研

3
業務

- 機構の業務に高度通信・放送研究開発を行う者が当該高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行う業務(以下「研究開発債務保証業務」という。)を追加すること。

4 業務の委託

- (一) 機構は、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従って、高度通信・放送研究開発の

1
目的

機構の目的のうち、研究開発に関連する部分を、高度通信・放送研究開発の実施の業務及び高度通信・放送研究開発を行う者に対する

官 報 (号外)

5 信用基金等について所要の規定を設けること。	基盤充実臨時措置法、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、なおその効力を有する。
(一) 機構は、研究開発債務保証業務に関する信用基金を設けるものとすること。	(一) その他信用基金の増減等について所要の規定を設けること。
6 財務諸表等	機構は、決算報告書を主たる事務所に備えて置かなければならないものとすること。
7 区分経理	機構は、研究開発債務保証業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないものとすること。
8 大蔵大臣等との協議	機構は、研究開発債務保証業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないものとすること。
9 その他	機構は、研究開発債務保証業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないものとすること。
10 施行期日等	機構は、研究開発債務保証業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないものとすること。
(一) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。	（別紙）通信・放送機構法の一部を改正する法律案 第一条 この法律は、平成八年五月二十九日から施行する。 (産業基盤整備基金の業務に関する経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に廃止前の産業構造転換円滑化臨時措置法(以下「旧法」という。)は、廃止する。
(二) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法、特定通信・放送開発事業実施円滑化法、電気通信信	政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。 一 高度通信・放送研究開発の業務の一部を委託するに当たっては、公正な手続により委託先を選定するとともに、民間企業等の応募意欲向上に資するため、研究成果に係る特許等の権利の帰属について十分配意すること。 二 通信・放送機構が行う債務保証等の公的支援制度については、その情報提供の拡大を図るとともに、新たな支援策の創設に努めること。 三 通信・放送機構が行う債務保証等の公的支援制度については、その情報提供の拡大を図るとともに、新たな支援策の創設に努めること。
通信・放送機構法の一部を改正する法律案及び同報告書 産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律案及び同報告書	2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十六条の規定により基金の業務による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一一年法律第七十七号。以下この項及び次項において「特定施設整備法」という。)第十四条第一項中「日本開発銀行その他の金融機関」とあるのは「日本開発銀行その他の金融機関(産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号。以下「なお効力を有する旧構造転換法」という。)第十六条第三号に掲げる業務にあつては、同号の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関であつて金融機関以外のものを含む。次項において同じ。)」と、同条第三項中「金融機関」とあるのは「金融機関(なお効力を有する旧構造転換法第十六条第三号の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣が指定する機関であつて金融機関以外のものを含む。)」と、特定施設整備法第六十三条第二号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及びなお効力を有する旧

構造転換法第十六条」とし、附則第五条の規定による改正後の特定新規事業実施円滑化臨時措

置法(平成元年法律第五十九号)。次条において「改正後の新規事業法」という。第六条の五第一項中「第六条第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第六条第三号及び第四号に掲げる業務並びに産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧産業構造転換円

滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)」。

第十六条第三号に掲げる業務」とする。

3 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をし

ようとするときは、第一項の規定によりなおそ

の効力を有することとされた旧法第十六条第三

号に掲げる業務」とする。

4 この法律の施行の際旧法第二十条第一項の産

業構造転換円滑化推進資金に充てられている金

額は、改正後の新規事業法第六条の五第一項の

特定新規事業実施円滑化推進資金に充てられた

ものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改

正) 第五条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の四条を加える。

(政府の出資)

2 前項の規定により旧特別勘定に所属する権利義務が新特別勘定に所属したときは、この法律の施行前に旧法第十七条の規定及び旧法附則第九条第八項の規定により政府が基金に出資した額に相当する金額は、この法律の施行に際し改

正後の新規事業法第六条の二の規定により政府から基金に出資されたものとする。

3 第一項の規定により旧特別勘定に所属する権

利義務が新特別勘定に帰属したときは、この法

律の施行の際旧法第十九条第一項の産業構造転

換円滑化出資資金に充てられている金額は、改

正後の新規事業法第六条の四第一項の特定新規

事業実施円滑化出資資金に充てられたものとす

る。

4 この法律の施行の際旧法第二十条第一項の産

業構造転換円滑化推進資金に充てられている金

額は、改正後の新規事業法第六条の五第一項の

特定新規事業実施円滑化推進資金に充てられた

ものとする。

(特定新規事業実施円滑化推進資金)

第六条の三 基金は、第六条第一号に掲げる業

務及びこれに附帯する業務に係る経理につい

ては、その他の経理と区分し、特別の勘定

(以下「特別勘定」という。)を設けて整理しな

ければならない。

2 基金は、特別勘定において、毎事業年度の

損益計算上利益を生じたときは、前事業年度

から繰り越した損失をつめ、なお残余がある

ときは、特別勘定法第四十七条第一項の

規定にかかわらず、その残余の額のうち、政

令で定める基準により計算した額を積立金と

して積み立てなければならない。

3 基金は、特別勘定において、毎事業年度の

損益計算上損失を生じたときは、前項の規定

による積立金を減額して整理し、なお不足が

あるときは、その不足額は、繰越欠損金とし

て整理しなければならない。

4 基金は、第二項に規定する残余の額から同

項の規定により積立金として整理した額を控

除してなお残余があるときは、その残余の額

を国庫に納付しなければならない。

(特別勘定)

第六条の三 基金は、第六条第一号に掲げる業務に係る権利義務は、改正後もそのまま存続する。改正前の新規事業法第八条の三第一項に規定する特別勘定(以下この条において「新特別勘定」といふ。)に所属する権利義務は、改正後もそのまま存続する。

2 前項の規定により旧特別勘定に所属する権利

義務が新特別勘定に帰属したときは、この法律

資した額に相当する金額をもってこれに充てなければならぬ。

2 特定新規事業実施円滑化推進資金は、特別勘定における毎事業年度の損益計算上利益又

は損失を生じたときは、その利益の額(基金

が前条第四項の規定による納付金を納付した

場合にあっては、当該納付金の額を当該利益の額から控除した額)又は損失の額により増

加し又は減少するものとする。

(特定新規事業実施円滑化推進資金)

第六条の五 基金は、第六条第二号及び第四号に掲げる業務並びにこれらの業務に附帯する

業務に關して、特定新規事業実施円滑化推進

資金を設けるものとする。

(特定新規事業実施円滑化推進資金)

第六条の三 基金は、特定新規事業実施円滑化推進資金に係る経理については、特別勘定以外の一般

の勘定における他の経理と区分して整理しな

ければならない。

2 基金は、特定新規事業実施円滑化推進資金

に係る経理についても、特別勘定以外の一般

の勘定における他の経理と区分して整理しな

ければならない。

3 基金は、特定新規事業実施円滑化推進資金

に係る経理についても、特別勘定以外の一般

の勘定における他の経理と区分して整理しな

ければならない。

2 基金は、特定新規事業実施円滑化推進資金

に係る経理についても、特別勘定以外の一般

の勘定における他の経理と区分して整理しな

ければならない。

3 基金は、特定新規事業実施円滑化推進資金

に係る経理についても、特別勘定以外の一般

の勘定における他の経理と区分して整理しな

ければならない。

4 特定新規事業実施円滑化推進資金の運用に

よって生じた利子その他の当該資金の運用又は

使用に伴い生ずる収入は、特定新規事業実施

4 原則に関する経過措置等所要の規定の整備を行ふ。

二 議案の可決理由

本案は、近年の経済情勢等にかんがみ、産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止することを妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成八年五月十七日

商工委員長 甘利 明

衆議院議長 土井たか子殿

昨十六日は、会議を開くに至らなかつたので、
いに議事日程を掲載する。

議事日程 第十三号

平成八年五月十六日(木曜日)

午後二時開議

第一 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 通信・放送機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

官 報 (号 外)

平成八年五月十七日 衆議院会議録第二十五号

明治二十九年三月二十一日
第三種郵便物認可

(第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九号の発送は都合により後日
となるため、第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九号を先に発送しました。後日)

発行所	〒105 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目一番四号
電話	03(3587)4294
定額	本号一部 料金(本体 送別) 100円 100円